

津別町中期財政計画

《平成22年度～平成26年度》

平成22年12月

企画財政課

はじめに

中期財政計画の目的・役割

地方自治体は、三位一体の改革など地方財政を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中において、津別町は町民の皆様に支えられ、厳しい状況乗り越えてきました。

今後の地域主権改革は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、地域主権戦略会議において段階的に進められていくこととなります。新政权は、平成21年度末の国会において、法令による自治体の義務付け・枠付けの見直しを柱とする「地域主権推進一括法案」や「国と地方の協議の場設置法案」などの成立を目指そうとしています。平成22年度においては、一括交付金や国出先機関の原則廃止などの考え方を示す「地域主権戦略大綱」を策定し、基礎自治体への権限移譲や地方税財源の充実確保など、地域主権の実現に向けた取り組みが今後より一層本格化・加速化していくこととなります。

地域主権改革は改革の途中ですが、今後も地方財政の変革は続いていきます。地方の経済情勢については、米国経済の急速な悪化に端を発する世界金融危機と世界同時不況の影響を受け、長期的な景気後退局面に陥っており、雇用情勢の悪化やデフレスパイラルの悪循環の中、景気回復の道筋を見いだせずにあります。

このような中で、国は「財政運営戦略」が閣議決定され、財政健全化の目標に関しては、国・地方の基礎的財政収支について遅くとも2015年度までに赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標としています。

このような厳しい情勢の中にあっても、津別町第5次総合計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、住民総参画による津別町の発展に努めていく必要があります。

このため、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するため、更に行財政改革を推し進め、財政の健全性を確保するために「津別町中期財政計画」を策定します。

中期財政計画の役割

基本構想・実施計画

- ◆ 地域経営
- ◆ 住民自治

中期財政計画

- ◆ 将来にわたり持続可能な財政運営の実現

「町は舞台、町民は主役」

総合計画の基本構想の実現

津別町新行政改革大綱

行動計画の取り組み

1 津別町の財政状況

(1) 歳入状況⇒国又は道からの財源に大きく依存しています。

津別町に入ってくるお金（歳入）には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは町が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は道の意思決定に基づき収入されるものです。

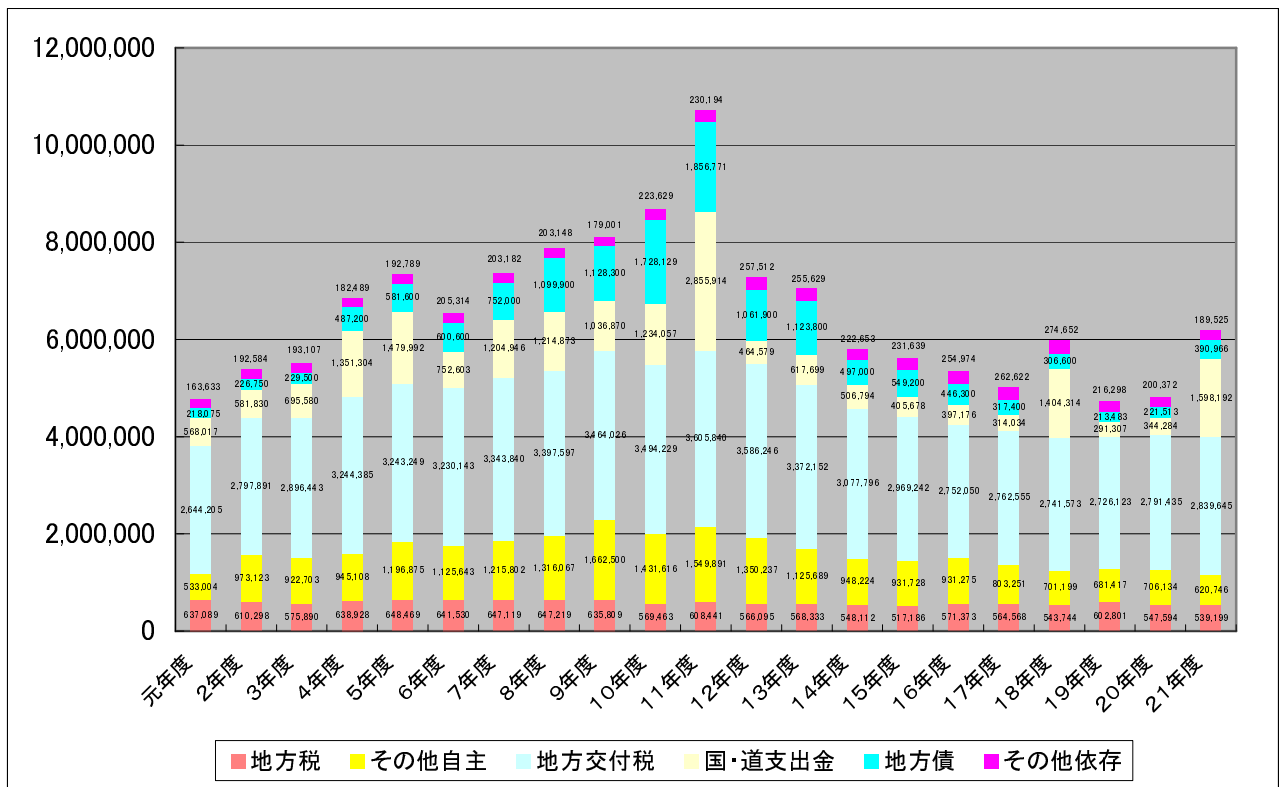
自主財源の町税は、平成元年度から平成9年度までは6億4千万円程度あったものが、平成21年度は5億4千万円程度となっている。この要因として人口の減少や人口構造によるもので、今後も減少傾向にあるものと推測される場所であります。

依存財源の地方交付税は、歳入割合を大きく占め、本町の歳入の根幹をなしています。

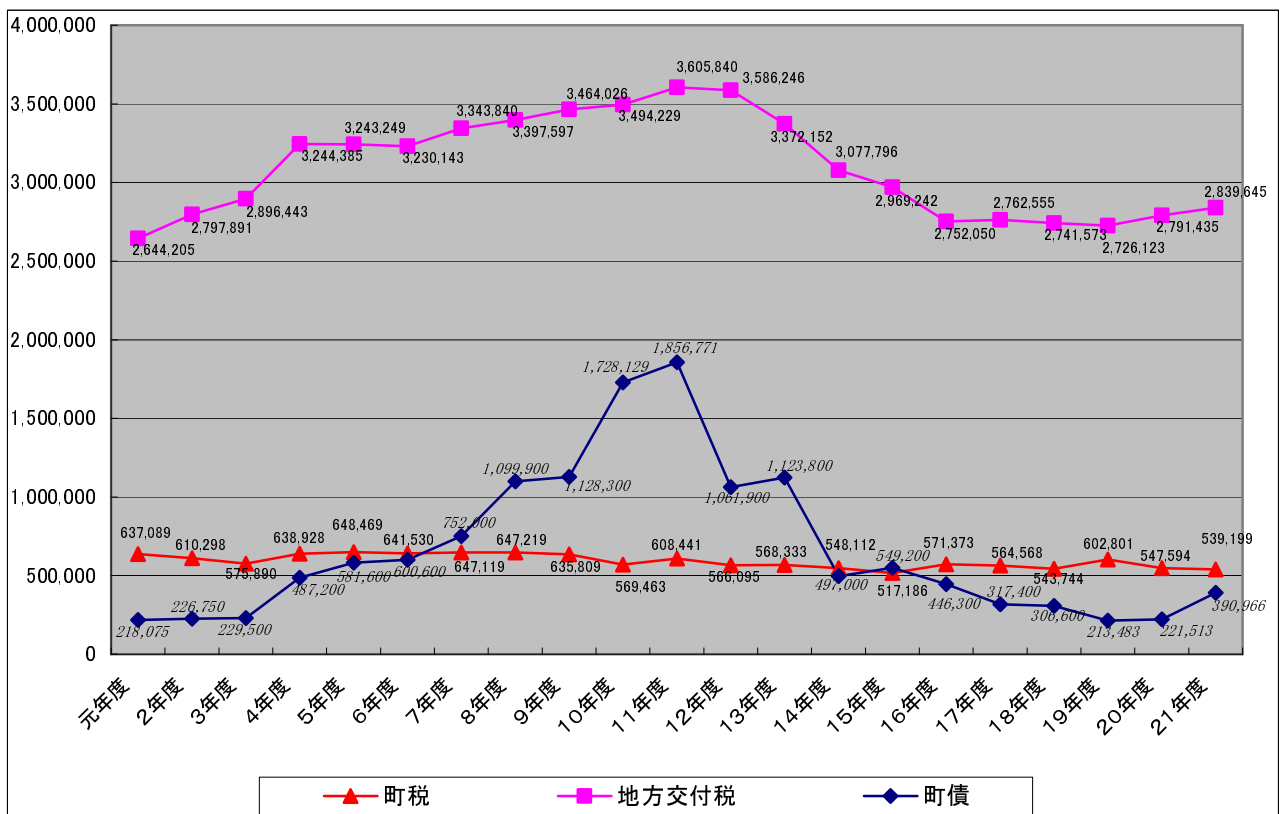
地方交付税は、平成4年度から平成14年度まで30億円から36億円程度と推移したが、国の財政健全化方針に則り、平成13年度から減額傾向となったところです。特に平成16年度の国の三位一体改革後、更なる減額と推測していましたが、都市と地方の格差など論議され、ここ数年においては、27億円から28億円程度に交付されてきたところですが、国の財政事情等において地方交付税を取り巻く環境は引き続き厳しいものと思われまます。

このように、本町の歳入は、自主財源が乏しく、国等の依存財源で賄われていることから、国の動向如何によっては、厳しい財政運営が余儀なくされることが推察されます。

歳入の推移



主要財源（町税、交付税、町債）の推移



(2) 歳出の状況

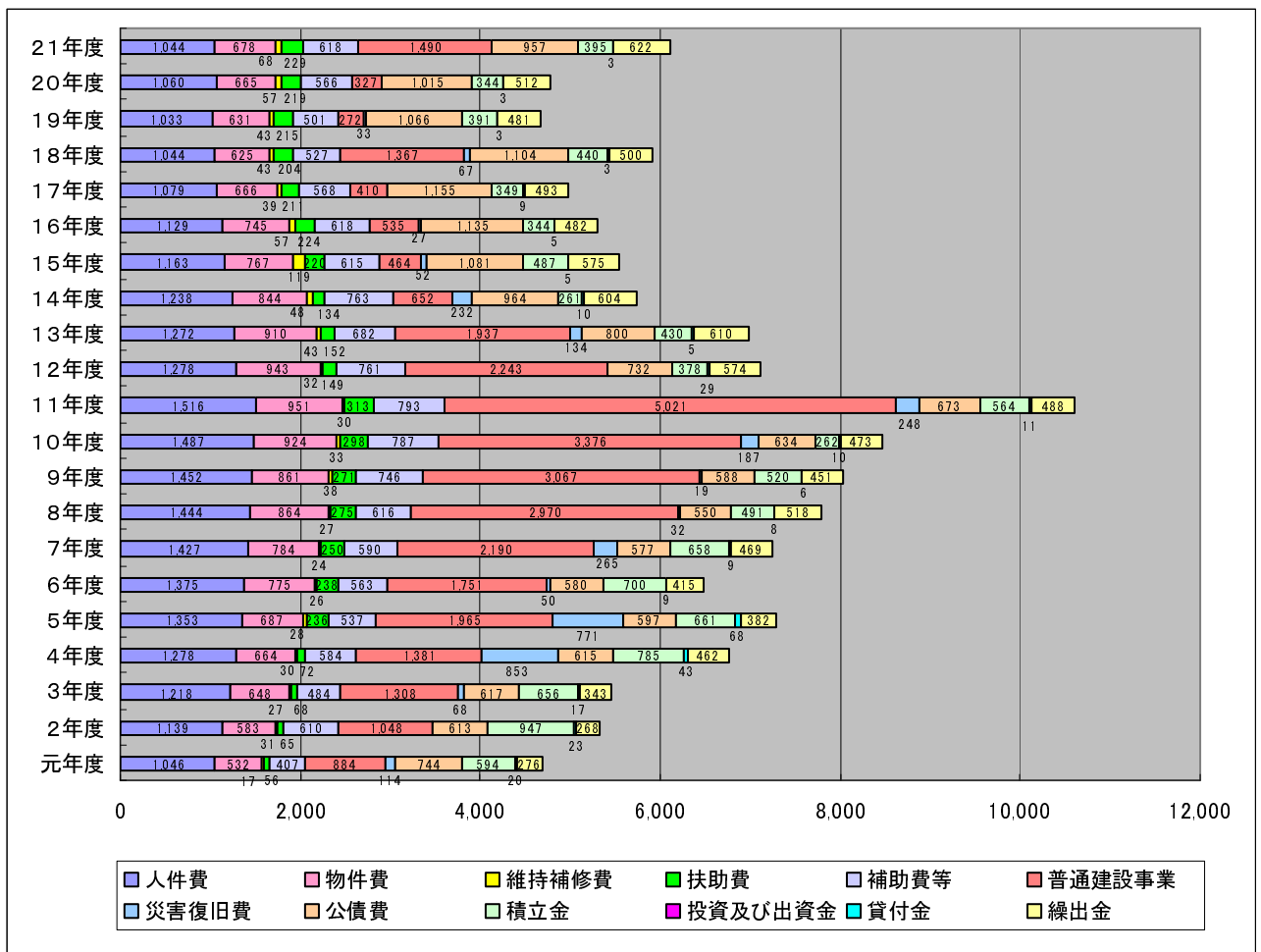
津別町から出ていくお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が無くなってしまいます。

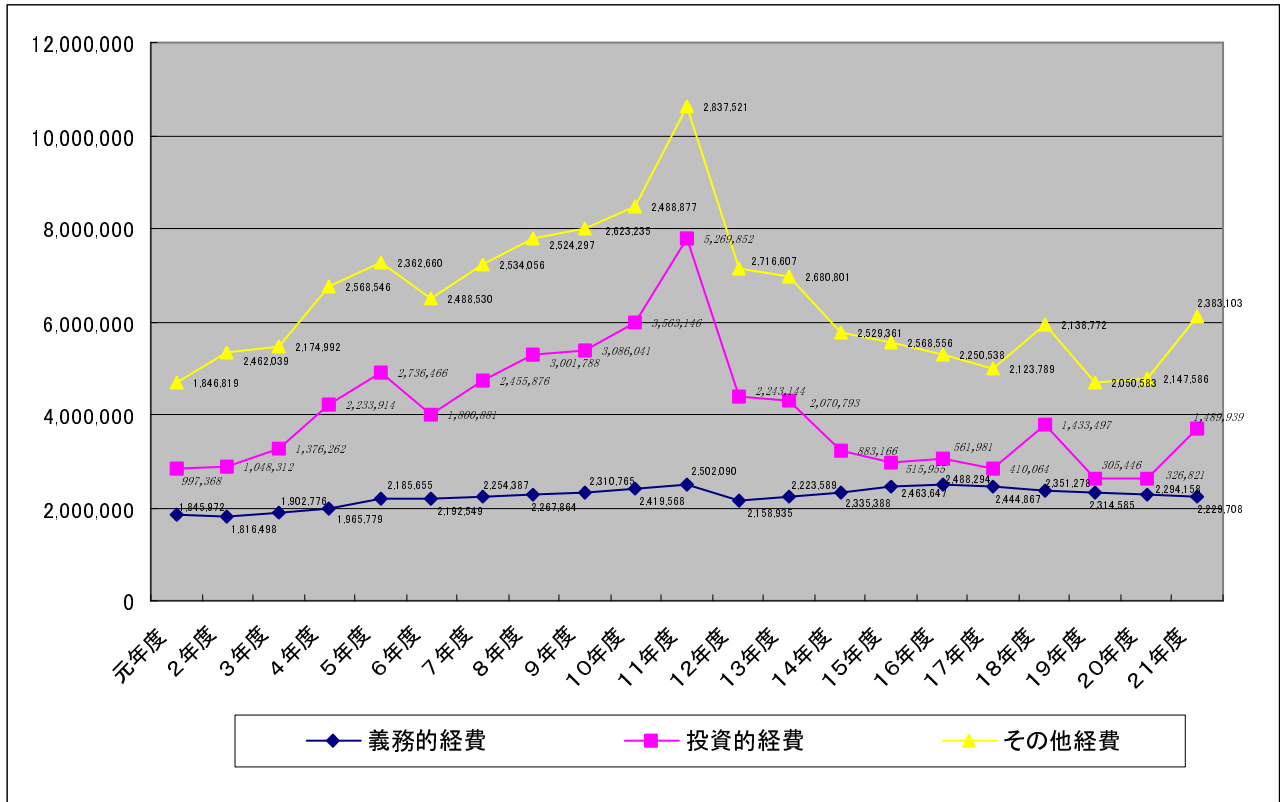
この中で、人件費については、過去の退職不補充などの要因と起債を極力抑えたことにより公債費が徐々に減少傾向となっています。

ここでは、各年度における普通建設事業について分析します。普通建設事業費は、補助事業費と単独事業費に区分されるのですが、特に、単独事業費については、財政状況を判断して後年度に先送り又は抑制することにより、財政を維持することとなりますが、過去のバブル期においては、全国の多くの自治体と同様に、本町においても普通建設事業の大きな伸びが後年度の財政運営に重く押し掛かかったところです。

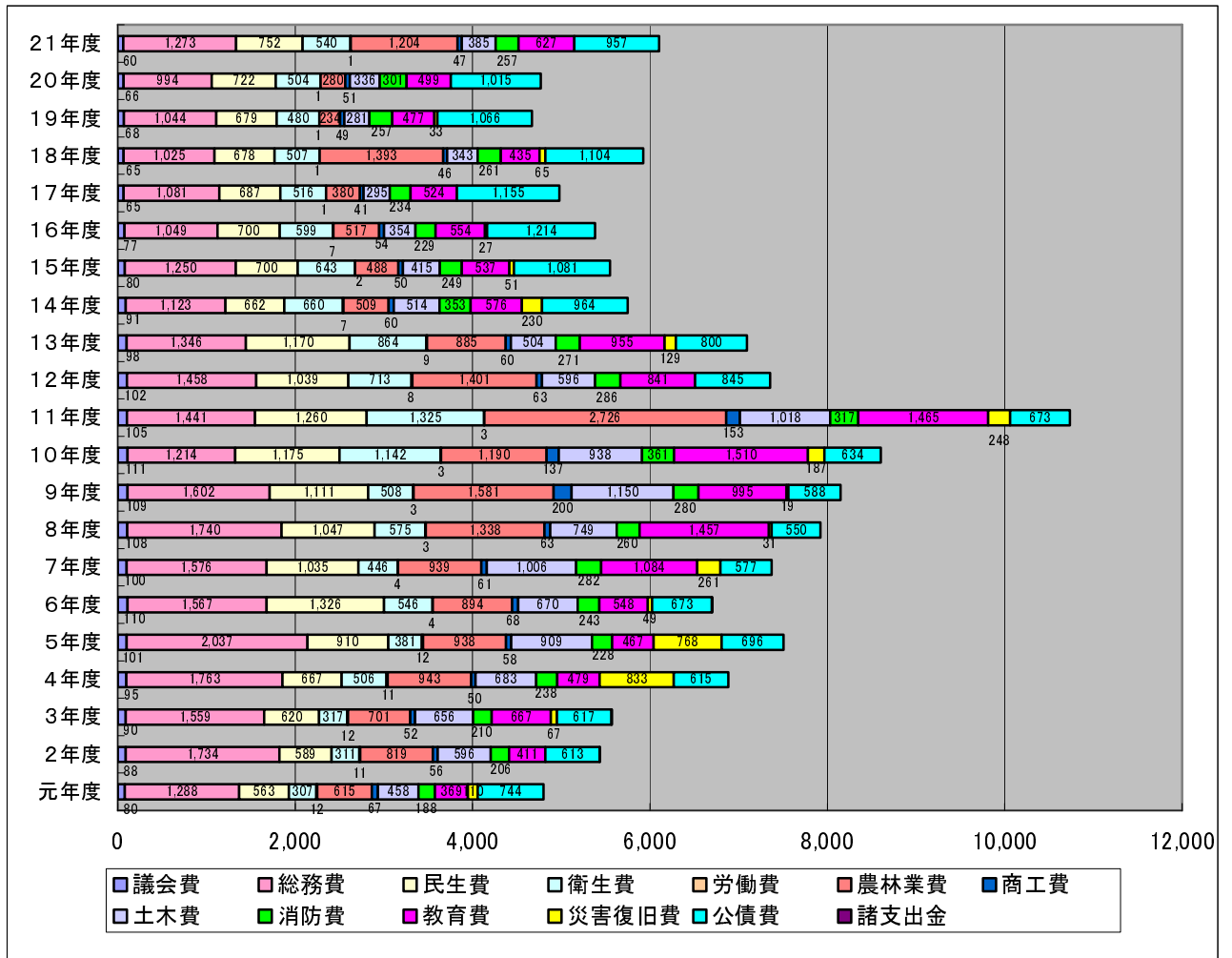
歳出（性質別）の推移



性質別の推移（義務的経費、投資的経費、その他）



目的別歳出の推移

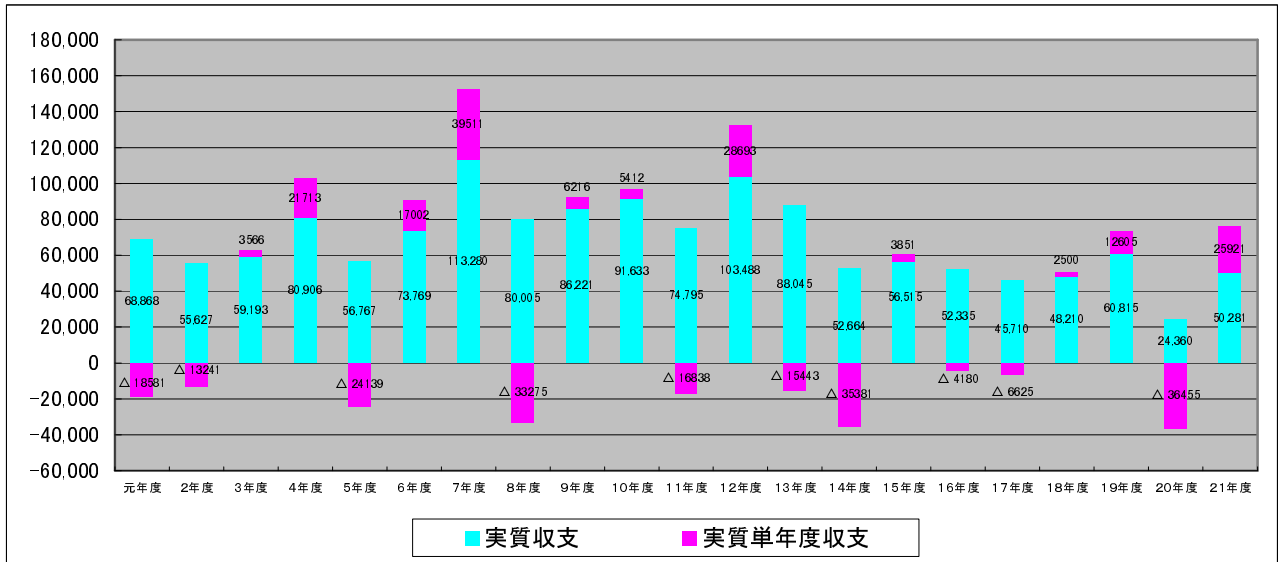


(3) 収支の状況

津別町の財政運営は、今まで蓄えてきた各種基金や町債などの活用を図り、財源の確保を行ってきました。

これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。

実質収支と実質単年度収支の推移のグラフ

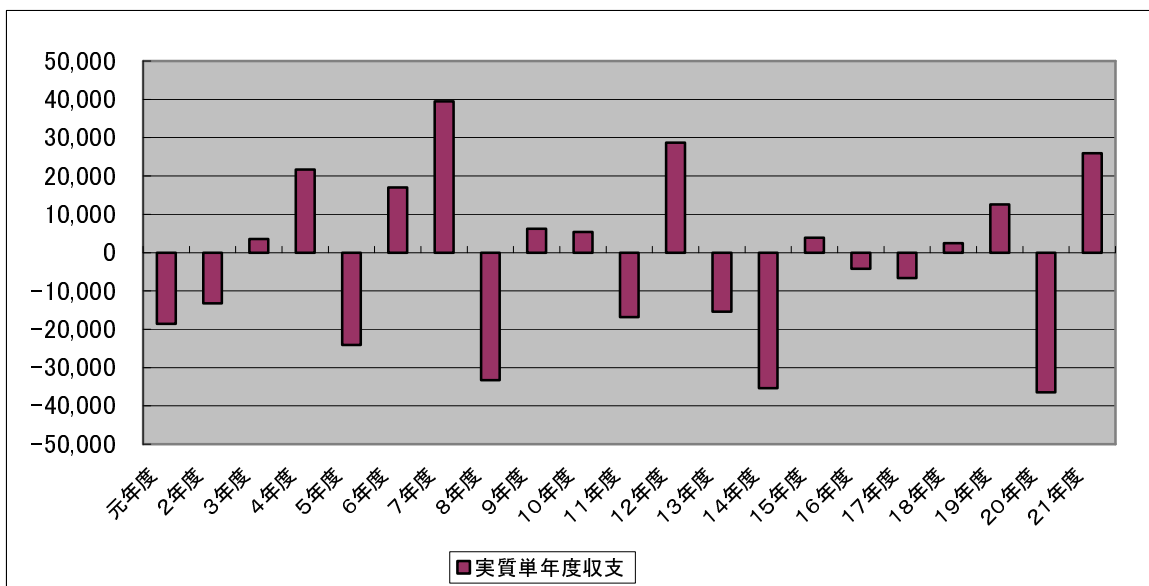


実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰り越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金を使って得たお金も、基金に積立てたお金も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字（プラス）になっています。

これに対しても、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立や取崩しが無かったらどうなっているかを表したものが、実質単年度収支です。

津別町の実質単年度収支は、



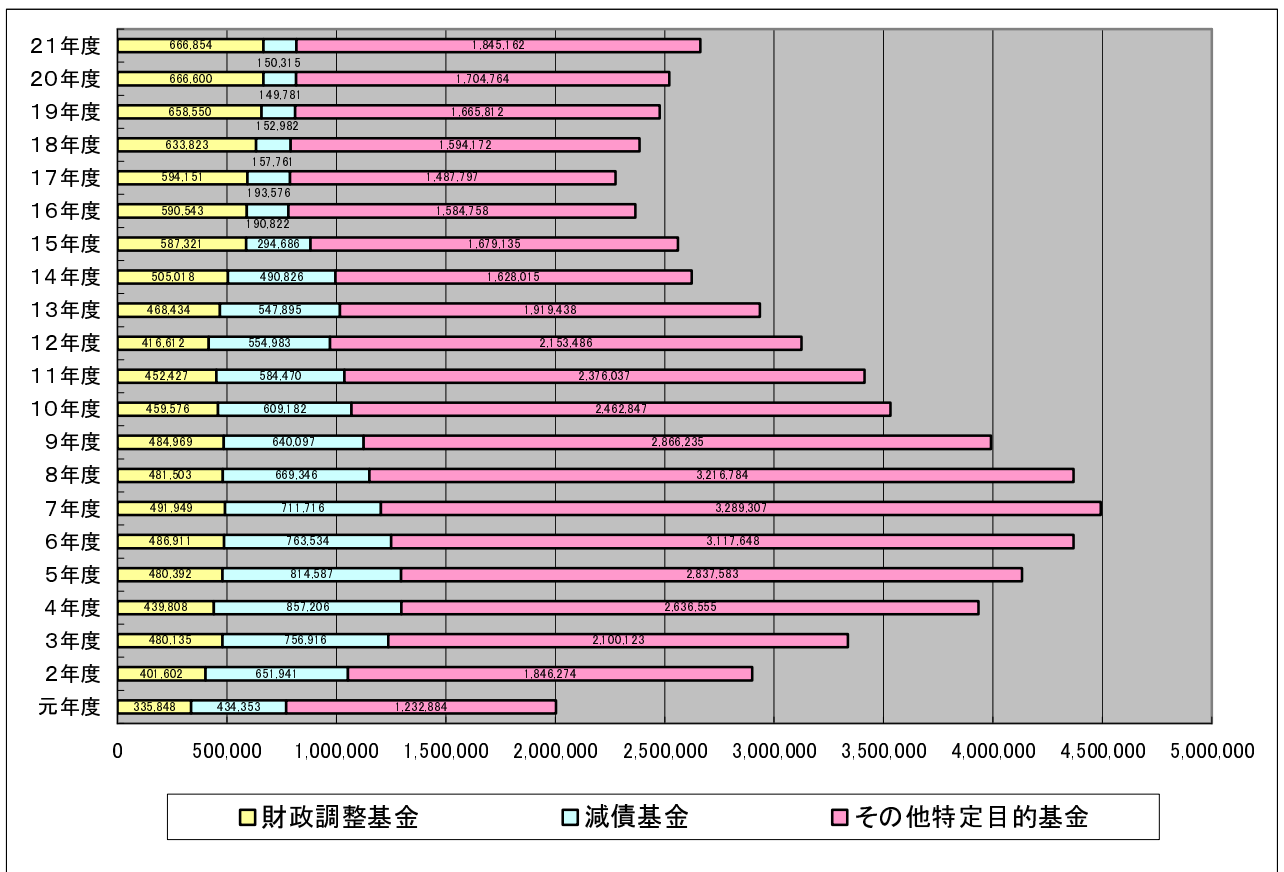
(4) 基金残高の状況

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

津別町では、平成16年度の国の三位一体改革後、地方財政は厳しくなることを推測し、極力基金を取り崩さないで財政運営を行ってきました。

しかし、一度に多額の経費がかかる事業については、基金の取崩しによって財源の確保を行わなければならないことも考えられますが、預貯金が底をつき、財政の赤字を埋めることができなくなるような財政運営は決して行ってはいけないと考えています。

基金の推移（財政調整基金、減債基金、特定目的基金）



財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を担っているもので、一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われており、津別町では、毎年度の決算差額（歳入－歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、借金の返済（公債費）の財源として使われます。

特定目的基金は、公共施設の整備、地域振興のためやバスの運行など個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。津別町には現在、次の基金があります。

(単位：千円)

区分	平成20年度末基金残高	平成21年度末基金残高
1 財政調整基金	666,600	666,854
2 減債基金	149,781	150,315
3 特定目的基金	1,672,694	1,786,388
地域振興基金	382,731	513,886
公共施設等整備基金	701,348	719,179
福祉基金	56,218	52,150
代替輸送確保対策基金	515,661	482,804
学校教育施設整備基金	9,043	9,075
丸玉産業森づくり基金	6,813	8,012
ふるさとつべつ応援基金	880	1,282
4 土地開発基金	32,070	58,774

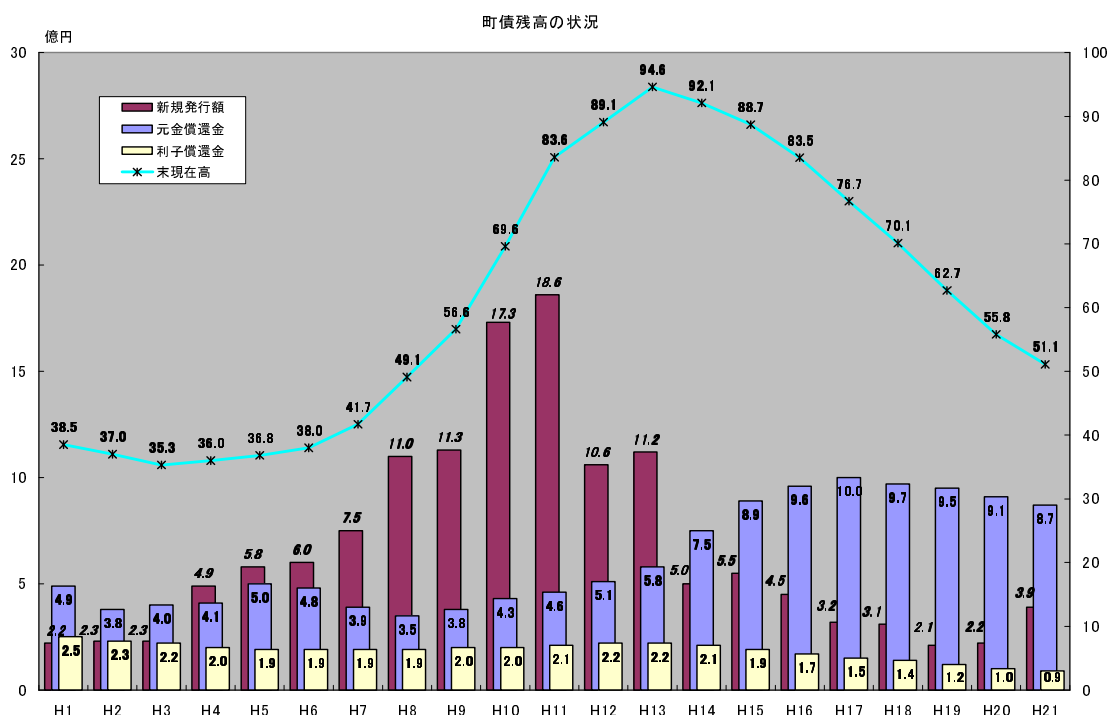
(5) 町債残高の状況

地方債（町債）とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方自治体では、原則、赤字の穴埋め目的はでの借金はできませんが、国の減税政策等による臨時財政対策債などの赤字借金が特例措置として認められています。

津別町では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、かつ、将来その施設を使う世代にも負担してもらうのが妥当な場合に限って町債を発行し、国などから借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。

町債残高の状況（町債残高、新規発行、元金償還額、利子償還額、公債費）



町債残高（まだ返済していない額は）、一般会計で平成13年に94億6千万円とピークを迎え、その後は、プライマリーバランスの黒字化や大型建設事業の縮小などにより、町債残高は平成21年度決算48億円と減少傾向にあります。

平成21年度決算における住民一人当たり約83万8千円程度、1世帯当たり約187万9千円程度となっています。（平成22年3月末人口及び世帯数）

参考に一般会計、各特別会計、公営企業会計の平成21年度決算による町債残高は、81億4千万円で住民一人当たり約140万円程度、一世帯当たり315万円程度となっています。

公債費（毎年返済していく額）は、平成17年度に11億5千万円とピークを迎えましたが、町債の返済には12年程度の期間を要すること、さらには町債の返済額は、固定金利方式で毎年同じ額を返済していかなければならないことから、今後も急激な減少は見込めないこととなります。

このため、プライマリーバランスを考慮し、将来への負担が増加しないように、過疎債など普通交付税の基準財政需要額に算入する有利な町債発行に努めなければなりません。

※ 参考 プライマリーバランスとは、その年度に新規発行する町債の額を償還元金の額以下に抑えることです。

(6) 経常収支比率及び財政健全化判断比率等の状況

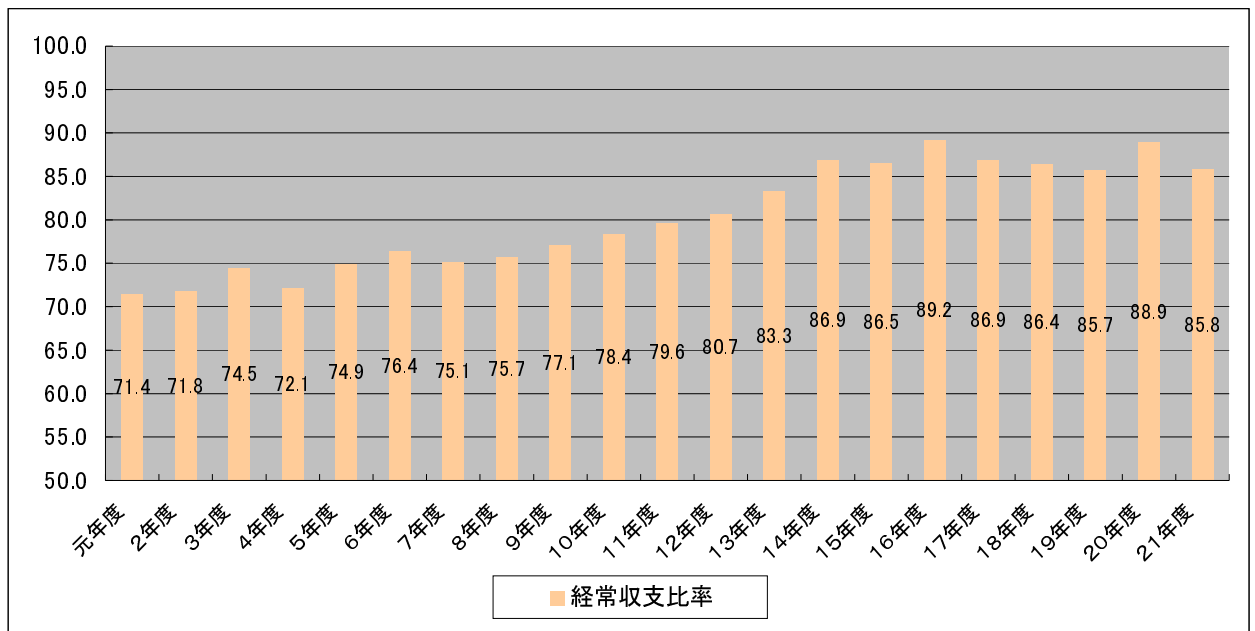
① 経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源（歳入）の割合を示した指数を経常収支比率といいます。

家計に例えると、住居費や光熱水費などのような毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を表したものになります。この値が大きくなるほど、新たな住民ニーズに対応するための行政サービスに充てる財源に乏しく、財政構造の弾力性が失われつつあることを意味しています。従来、適正な値は町村で70～75%、市で75%～80%といわれてきましたが、現状ではほとんどの地方自治体が適正な範囲を超えています。

津別町は、グラフのとおり率が高い水準にあり、財政の硬直の状態にあります。

経常収支比率の推移



② 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費（元金及び利子償還）の支払いに充てる財源（歳入のうち一般財源）の割合を示した指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に財政の硬直化を図る目安となります。

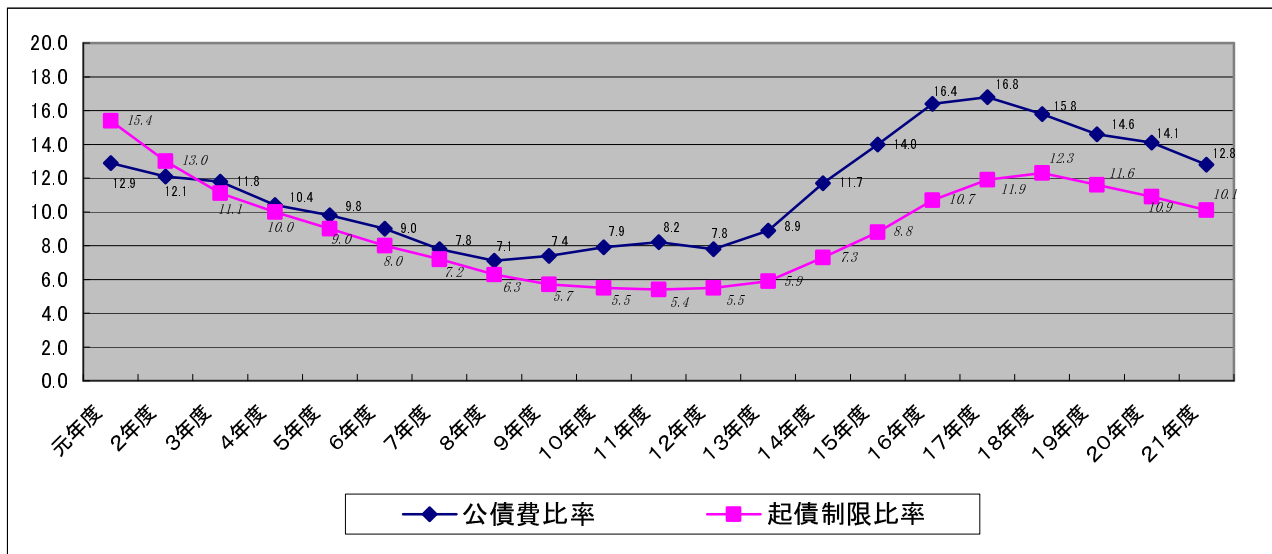
また、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わり、地方自治体の債務（借金）をより厳密に表す指標として、平成17年度から実質公債比率が導入されることとなりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。津別町においては平成16年度から18年度まで15%を超えていましたが、その後起債を抑えてきたことにより年々減少しています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方

債の許可が制限されます。

公債費比率・起債制限比率の推移



③ 財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法律」という。))が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

さらに平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上となった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

【健全化判断比率】

(ア) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(イ) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(ウ) 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

(エ) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

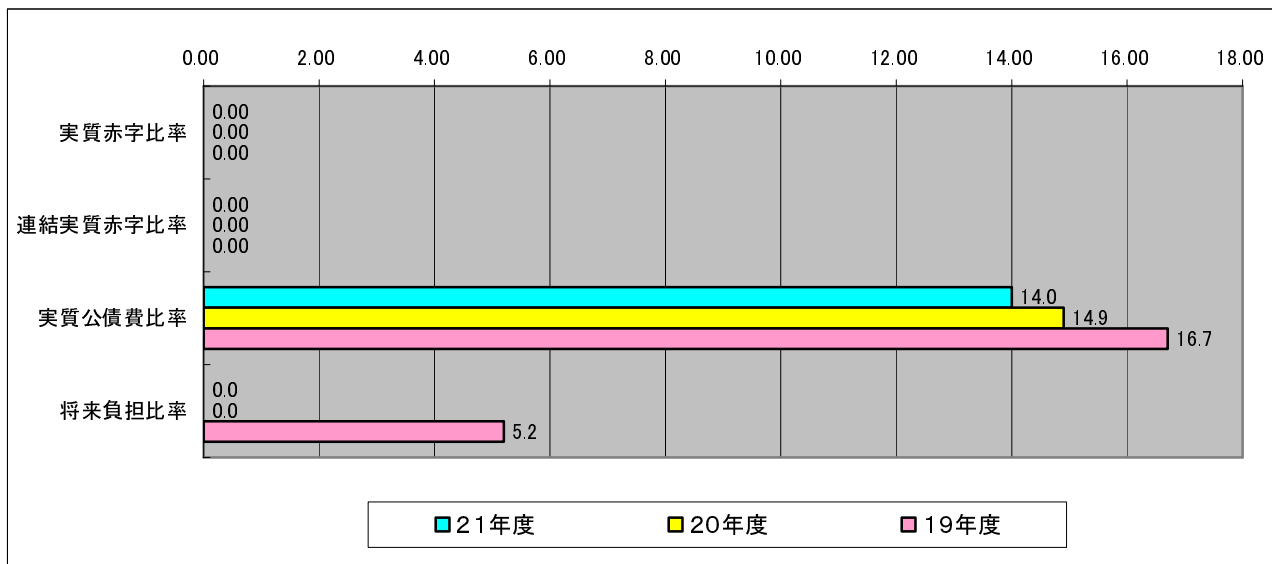
【資金不足比率】

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する

比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

健全化判断比率・資金不足率の推移



2 中期財政計画の策定と計画の目標

津別町財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成21年度までの行財政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえて、平成22年度から平成26年度までの普通会計における中期財政計画を示します。

(1) 財政の持続可能性の要件分析

国の三位一体の改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速されていくものと考えられ、自治機能の喪失ともいえる財政再生団体も現実のものとなりかねません。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な実行＝住民福祉の向上>

総合計画実施計画の着実な実行と展開を図るためには、施策の選択と集中による財源の効率的な活用と住民協働や民間活力の導入などが重要であることから、常に仕組みを見直していくことが必要です。

<経済性・効率性の推進＝収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制や庁内横断的かつ戦略的な事務事業の取り組みが必要となってきます。

また、事務事業の実施にあたっては、一層の経済性・効率性を進めていかなければなりません。

<将来負担の適正化＝将来への責任>

プライマリーバランスを考慮し、町債発行を慎重にしていかなければ、町債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

このように持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、「住民福祉の向上を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが必要であるといえます。

(1) 計画の目標

①収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高

毎年度の収支均衡、あるいは、収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

また、年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、基金残高の確保を財政計画上の目標とします。

②将来にわたる財政負担の適正化としての町債残高

津別町のプライマリーバランスは、既に黒字化し、町債残高は減少傾向にあります。過去においてバランスに欠けた財政運営を行ってきたこともあり、後世代へ転嫁しないために、町債残高の減少を財政計画上の目標とします。

このため、後世代へ転嫁しないために町債残高の減少を財政計画上の目標としますが、国の制度改正や制度変更等に基づき、地方自治体の財政状況や財政規模なども多分に左右されるものであることから、今後もプライマリーバランスの黒字化を目標とします。

(2) 試算前提条件

平成22年度については、平成22年度当初予算額を目的別又は性質別に計上しています。平成23年度以降については、現段階において総合計画に基づき計画されている実施計画の中で、財政状況も勘案し、平成22年度の性質別計画額を基本ベースに新規事業300万円以上のものを積み上げ推計しております。

なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

【歳入】

○町税

各税目及び各区分ごとに現行税率を基に調定額を積算し、平成22

年度当初見込み収納率などを乗じて算出。

個人住民税については、均等割において、各年度、納税義務者数を各年度▲2%減を見込み推計。所得割においては、所得の低下や本町の人口構造の特徴などによる減収要因や税制改正に伴う普通扶養控除（0歳から15歳）の廃止と特定扶養控除（16歳から18歳）の縮減による要因などを勘案し▲2.5%から▲2.7%の間での減として推計。

法人町民税については、均等割において、各年度▲1.3%の減として推計。法人税割において、均等割と同様に各年度▲1.3%の間での減として推計。

固定資産税については、3年ごとの評価替えを加味し、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。土地においては、▲1.0%から▲3.0%の間での減として推計。家屋においては、課税標準額の増額要因や評価替え後における過去の減少割合などを勘案し、▲1%から▲2%の間での減として推計。償却資産においては、景気低迷による設備投資による減収要因を見込み▲5%の減として推計。

軽自動車税については、人口減少を勘案し、▲2.7%の減として推計。

たばこ税については、喫煙率低下による減収要因を勘案し、▲7%の減として推計。

入湯税は、森の健康館のいり込み客数を見込み推計。

○使用料・手数料

使用料及び手数料については、過去の実績に基づき▲3.1%から▲6.6%の間での減として推計。

○その他収入

繰入金については、代替輸送確保対策基金を毎年度3千5百万円取り崩すことで推計。

その他収入においては、基金利息積立を毎年度200万円とし、その他（分担金及び負担金、諸収入）については、通常分を固定し推計。

○地方交付税

平成22年度の普通交付税決算見込額をベースに、平成23年度から平成26年度までにおいては、現時点での国の動向と本町の特殊要因を加味し、毎年度▲3%の減として見込み推計。

特別交付税については、この交付税の特殊要因等を勘案し平成22年度当初予算額と同額として推計。

○国庫支出金及び道支出金、町債

国庫支出金及び道支出金については、平成22年度決算見込ベースで通常実施されている事業額については固定し、平成23年度以降に

については、総合計画の実施計画からハード・ソフト事業300万円以上の事業について特定財源を勘案し推計。

町債については、住生活基本計画で整備される住宅債や過疎地域自立市町村計画に搭載されている過疎債の対象となる事業を推計。

臨時財政対策債については、今後の国の動向は不透明ですが、平成23年度以降2億円で固定。

○譲与税、交付金

譲与税、交付金関係は、平成22年度決算見込額をベースとして推計。

【歳出】

○人件費

平成22年度の一般会計職員数に、定員適正化管理計画に基づき今後の新規採用予定者の人数を考慮し推計。その他の人件費については、平成22年度の決算見込額を固定。

○扶助費

平成22年度決算見込額を基本として、本町の人口構造を勘案し推計。

○公債費

平成22年度決算見込みに基づく償還計画に加え、新規起債発行については、総合計画実施計画における起債額の積み上げにより償還額を年度毎に試算し推計。

○普通建設事業費

平成22年度の決算見込額を基本として、平成23年度以降については、総合計画実施計画における1件300万円以上の普通建設事業費の積み上げにより償還額を各年度に試算。

○繰出金

平成22年度決算見込額を基本に、特別会計事業の総合計画実施計画を積み上げして推計。

○物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、単年度で大幅に増減する特殊要因が想定されますが、平成22年度決算見込額から▲2%の減額を基本として、総合計画の実施計画の積み上げにより推計。

補助費等については、平成22年度決算見込額を基本として総合計画の実施計画の積み上げにより推計。

積立金については、各年度において基金利息及び基金積立額を推計。

維持補修費については、平成22年度決算見込額においては国の経

済対策により投資的経費に計上したことにより平年ベースを基本に同額として推計。

(4) 中期財政計画の策定

区分	平成22年		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	決算見込額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
自主財源	町	531,842	▲ 1.4	536,124	0.8	503,782	▲ 6.0	491,972	▲ 2.3	481,279	▲ 2.2
	使用料・手数料	147,896	▲ 6.6	143,337	▲ 3.1	137,231	▲ 4.3	131,563	▲ 4.1	126,300	▲ 4.0
	その他収入	341,816	▲ 26.1	95,750	▲ 72.0	95,750	0.0	95,750	0.0	95,750	0.0
	小計	1,021,554	▲ 11.9	775,211	▲ 24.1	736,763	▲ 5.0	719,285	▲ 2.4	703,329	▲ 2.2
依存財源	地方交付税	2,909,315	2.5	2,822,530	▲ 3.0	2,738,263	▲ 3.0	2,656,439	▲ 3.0	2,576,984	▲ 3.0
	国庫支出金	325,249	17.2	330,168	1.5	192,819	▲ 41.6	399,489	107.2	245,669	▲ 38.5
	道支	295,279	▲ 58.4	115,713	▲ 60.8	113,213	▲ 2.2	113,213	0.0	113,213	0.0
	譲与税・交付金	169,097	▲ 10.8	164,024	▲ 3.0	159,103	▲ 3.0	154,329	▲ 3.0	149,699	▲ 3.0
	町債	407,720	4.3	590,100	44.7	397,900	▲ 32.6	994,300	149.9	461,000	▲ 53.6
	小計	4,106,660	1.9	4,022,535	▲ 2.0	3,601,298	▲ 10.5	4,317,770	19.9	3,546,565	▲ 17.9
	歳入合計	5,128,214	▲ 1.2	4,797,745	▲ 6.4	4,338,061	▲ 9.6	5,037,055	16.1	4,249,894	▲ 15.6

		平成22年		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		決算見込額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
経常的経費	義務的経費	人件費	1,026,232	▲ 1.7	990,822	▲ 3.5	911,234	▲ 8.0	883,206	▲ 3.1	797,008	▲ 9.8
		うち職員給	654,193	▲ 5.3	621,193	▲ 5.0	559,193	▲ 10.0	537,193	▲ 3.9	470,193	▲ 12.5
		扶助費	316,920	38.6	312,958	▲ 1.3	309,046	▲ 1.3	305,182	▲ 1.3	301,367	▲ 1.3
		公債費	850,373	▲ 11.1	719,258	▲ 15.4	612,608	▲ 14.8	564,432	▲ 7.9	518,906	▲ 8.1
		物件費	778,439	14.8	729,658	▲ 6.3	714,921	▲ 2.0	678,666	▲ 5.1	667,535	▲ 1.6
		維持補修費	49,934	▲ 26.1	67,588	35.4	67,588	0.0	67,588	0.0	67,588	0.0
		補助費等	537,805	▲ 12.9	540,475	0.5	537,805	▲ 0.5	537,805	0.0	557,805	3.7
	小計	3,559,703	▲ 0.9	3,360,759	▲ 5.6	3,153,202	▲ 6.2	3,036,879	▲ 3.7	2,910,209	▲ 4.2	
その他経費	積立金	215,495	▲ 45.4	67,483	▲ 68.7	60,516	▲ 10.3	58,497	▲ 3.3	59,681	0.0	
	投資・出資・貸付金	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0	
	繰出金	580,188	▲ 6.7	600,527	3.5	592,138	▲ 1.4	592,548	0.1	597,644	0.9	
	小計	798,683	▲ 21.7	671,010	▲ 16.0	655,654	▲ 2.3	654,045	▲ 0.2	660,325	1.0	
投資的経費	普通建設事業費	769,828	▲ 4.8	763,876	▲ 0.8	527,105	▲ 31.0	1,344,031	155.0	677,260	▲ 49.6	
	災害復旧事業費	0	0.0	2,100	皆増	2,100	0.0	2,100	0.0	2,100	0.0	
	小計	769,828	▲ 4.8	765,976	▲ 0.5	529,205	▲ 30.9	1,346,131	154.4	679,360	▲ 49.5	
	歳出合計	5,128,214	▲ 16.0	4,797,745	▲ 6.4	4,338,061	▲ 9.6	5,037,055	16.1	4,249,894	▲ 15.6	

収支（歳入－歳出）	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---

基金積立額	215,495	67,483	60,516	58,497	59,681
基金取崩額	148,267	35,000	35,000	35,000	35,000
基金残高	2,729,570	2,762,053	2,787,569	2,811,066	2,835,747
町債残高（A）＋（B）	4,847,764	4,791,102	4,624,405	5,084,287	5,070,736
＜A＞臨時財政対策債残高	2,190,465	2,267,508	2,334,733	2,387,627	2,430,099
（B）その他町債残高	2,657,299	2,523,594	2,289,672	2,696,660	2,640,637
経常収支比率	84.43	86.01	84.89	87.02	84.46
実質公債費比率	12.8	11.6	10.1	9.6	8.8

※基金については、取崩しできる基金の財政調整基金、減債基金、特定目的基金、土地開発基金について積立、取崩し、残高を推計。
 ※平成22年度決算見込額については、国の経済対策による費用は見込んでいない。

3 財政運営の指針となる中期財政計画

町行政は、住民との対話を重視し、様々な地域課題を真摯に受け止め。現在の本町を取り巻く環境など客観的に分析しながら、住民サービスの向上と持続可能な財政運営を実現させることとなります。

本計画は、自主財源の乏しい本町にとって、国の動向如何によって、総合計画の実施計画及び事務事業の見直し等が余儀なくされる財政構造となっています。

このため、本計画は過去の財政状況を分析し、そのことを教訓として総合計画実施計画の中から計画を選択し、現段階における国の動向などを勘案し策定しましたが、これからのまちづくりに当たって、住民ニーズの多様化など行政に求めら課題も想定されるだけに毎年度見直しを行う中から予算編成を行う過程においての指針と位置づけるものです。